

## 第6章 悪臭

### 1 悪臭の現状

悪臭は、人の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える代表的な感覚公害です。その感じ方は、天候、気温など様々な諸条件、あるいは感じる人の気分、体調などによって大きく左右される個人差のある公害です。近年、都市化に伴う住居の事業場への接近により、複雑多様化しています。

### 2 悪臭防止の対策

悪臭の原因となる物質は、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素など様々な物質があげられ、物質ごとに基準値が設定されています。工場・事業場などから発生する悪臭を防止するため、悪臭防止法が1972（昭和47）年に施行され、現在、22種類が特定悪臭物質として指定されています。

本市は、悪臭防止法の規制地域に指定されています。この規制地域は、騒音規制法及び振動規制法と同様に、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域を悪臭物質の排出を規制する地域として知事が指定することとされており、都市計画法に基づく用途地域がこれに該当します。これにより本市では用途地域内においては悪臭防止法により、また、その他の地域では勝浦市環境保全条例により規制されています。悪臭の規制基準は、勝浦市環境保全条例の中で「悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周囲の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。」と規定されています。

本市における苦情の大半は、廃棄物の野外焼却における煙の臭いや、水産加工業者や畜産業者から発生する悪臭などですが、近年では住宅地における犬猫などの多頭飼育や放し飼いによる糞尿被害や、浄化槽の故障・整備不良による悪臭についてのトラブルも増加傾向にあります。

市では、夷隅地域振興事務所などの関係機関と連携して、これらの悪臭発生者に対し悪臭の防止について適切に指導しています。

表6-1 悪臭物質の規制基準（悪臭防止法施行規則 別表第1）（単位：ppm）

規制物質	臭気の種類	規制基準	主な発生源
アンモニア	し尿のような臭い	1～5	畜産事業場、化製場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのような臭い	0.002～0.01	パルプ製造工場、化製場等
硫化水素	腐った卵のような臭い	0.02～0.2	畜産事業場、パルプ製造工場等
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01～0.2	パルプ製造工場、化製場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.009～0.1	パルプ製造工場、化製場等
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.005～0.07	畜産事業場、化製場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい臭い	0.05～0.5	化学工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05～0.5	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.009～0.08	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.02～0.2	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルペンチルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.009～0.05	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソペンチルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.003～0.01	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	0.9～20	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	3～20	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのような臭い	1～6	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのような臭い	10～60	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガスのような臭い	0.4～2	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン	ガソリンのような臭い	1～5	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	0.03～0.2	染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.001～0.006	畜産事業場、化製場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.0009～0.004	畜産事業場、化製場等
イソ吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.001～0.01	畜産事業場、化製場等

表6-2 特定施設届出状況（2025（令和7）年4月1日現在）  
（悪臭）

特定施設の種類	工場及び事業場数(延べ数)	施設数
繊維工業	2	2
廃棄物の処分の用に供する施設	1	1
その他の製造等の用に供する施設	1	3
その他	29	30
合計	33	36